

平成 30 年度 朝 日 町 監 査 計 画

1 監査の基本方針

本町においては、目指す将来像を「チャレンジ・つながり・希望～町民が活躍し笑顔あふれるまち～」と位置づける第 6 次朝日町総合発展計画による新たな計画の下でのまちづくりが今年度よりスタートする。さらに、第 2 次朝日町行財政改革実現プラン(2018 年度～2020 年度)を策定し、より一層行財政改革を推進するものとしている。

また、朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間も残り 2 年となり、人口減少と少子高齢化を食い止め活力を維持するための施策をより一層加速していかなければならず、その成果が期待される。

このような状況を踏まえ、平成 30 年度の監査は、住民福祉の向上と最少の経費で最大の効果をあげているかを基本に、公正で合理的かつ効率的な町の行政運営確保のため、指導に重点を置いて、町の行財政の適法性、効率性、有用性について実施する。

2 監査の重点事項

- (1) 町政が、第 6 次朝日町総合発展計画・基本構想並びに各個別計画に基づき執行され、町の活性化、住民福祉の増進に寄与しているか。また、第 5 次朝日町総合発展計画・基本構想並びに平成 29 年度で終了した各個別計画について、どのような評価をしているか。
- (2) 行財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- (3) 収入は、確実かつ厳正に確保されているか。また、債権徴収や不納欠損処理など債権管理は適正に行われているか。
- (4) 支出は、適正かつ効率的に執行されているか。
- (5) 工事、委託等の契約関係事務は、公正かつ適正に行われているか。
- (6) 財産の取得、処分及び維持管理は、適正に行われているか。
- (7) 補助金等の交付は、適正に行われ、財政援助団体の事業運営に効果的に執行されているか。
- (8) 町は、組織及び経営の合理化に努め、その規模の適正化を図っているか。
- (9) 事業の進行管理（公共事業の執行状況と繰越明許の発生事由など）がどのように行われているか。
- (10) 監査等で指摘されたことは、改善されているか。

3 監査実施計画

本年度の監査は、朝日町監査委員の監査の執行に関する条例に基づき、次の各項及び平成 30 年度監査計画表(3 頁)により実施する。ただし、日程等については、監査委員が協議の上計画を変更する場合がある。

- (1) 定例監査(地方自治法第 199 条第 4 項)

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に、また、事業の経営に係る管理が合理的かつ効率的に行われているかについて実施する。

(2) 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

事務事業について、必要があると認めるとき、定例監査に準じて実施する。

(3) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

一般行政事務の執行について、必要があると認めるときに実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

財政援助を受けている団体、出資団体、債務保証団体及び公の施設管理委託団体等に対し、出納その他の事務の執行について必要があると認めるときに実施する。

(5) 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納について、毎月例日（原則 27 日）に実施する。

(6) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

平成 29 年度の決算及び関係諸表等の計数を確認するとともに予算の執行、事業の経営が適正かつ効率的に行われたかについて実施する。

(7) 基金の運用審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の係数を確認し、それぞれの設置目的に基づき、適正かつ効率的に運用されているかについて実施する。

(8) 財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項）

平成 29 年度決算により、適正に算定されているかを審査する。

4 監査の方法

(1) 監査は、各課等の財務に関する事務並びに事務事業の執行状況等について、各所属長等の出席を求めて聴取する。

(2) 提出を求めた監査資料及び関係書類、諸帳簿等の内容を監査する。

(3) 必要に応じて、建設工事等の現場監査を実施する。

5 報告及び公表

監査が終了したときは、必要に応じて所属長及び係長等の出席を求め講評を行う。指摘事項等については、改善措置の報告を求めるとともに、フォローアップシートによる追跡調査を実施する。

なお、監査の結果については、地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、町長、議長及び関係委員会等に報告し、これを公表する。

平成 30 年度監査計画表

区分 月別	例月 出納検査	決算審査	財政健全化 比率等審査	定例監査 (在庫監査)	財政援助団体等 に対する監査
4	○			(○)	
5	○				
6	○				
7	○	○	○		○
8	○				
9	○				
10	○			○	
11	○				
12	○				
1	○				
2	○				
3	○				
監査 現在日	前月末日	前年度	前年度	当年度	前年度
監査 対象	平成 30 年度 一般会計・特別 会計・企業 会計の予算 執行状況	平成 29 年度 一般会計・特別 会計・企業 会計の決算	平成 29 年度 決算に係る 財政健全化 比率・資金不 足比率	平成 30 年度 事務の執行 及び事業の 執行、管理 (在庫監査 は病院・水道 事業の棚卸)	

- ※ 上記のほか、財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項の規定による監査）は、必要に応じて実施する。
- ※ 随時監査（法第 199 条第 5 項の規定による監査）、行政監査（法第 199 条第 2 項の規定による監査）、公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査）は、必要に応じて実施する。
- ※ 住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条第 1 項の規定による監査）、議会の要求に基づく監査（法第 98 条第 2 項の規定による監査）、町長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項の規定による監査）は、請求に係る事務の執行について実施する。
- ※ 住民監査請求に基づく監査（法第 242 条の規定による監査）は、請求の内容について実施する。
- ※ 請願の措置としての監査（法第 125 条の規定による監査）は、議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められるものについて実施する。
- ※ 町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条の規定による監査）は、要求に係る事実の有無等について実施する。

《参考資料》

I 監査等の種類

1. 定期（例）監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）
 - ・ 年 1 回以上期日を定め行う
2. 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査）
 - ・ 必要があるとき
3. 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査）
 - ・ 必要があるとき
4. 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査）
 - ・ 必要があるとき
5. 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査）
 - ・ 必要があるとき
6. 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第 75 条第 1 項の規定による監査）
 - ・ 請求に係る事務の執行について実施
7. 議会の要求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項の規定による監査）
 - ・ 要求に係る事務について実施
8. 請願の措置としての監査（地方自治法第 125 条の規定による監査）
 - ・ 議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められるもの
9. 町長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項の規定による監査）
 - ・ 要求に係る事務の執行について実施
10. 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条の規定による監査）
 - ・ 請求の内容について実施
11. 町長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第 243 条の 2 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条の規定による監査）
 - ・ 要求に係る事実の有無等について実施

II 検査の種類

1. 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査）
 - ・ 現金の出納事務が適正に行われているか

III 審査の種類

1. 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による審査）

- ・決算その他の関係諸表等の計数の正確性を検証する。
 - ・予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているか。
2. 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項の規定による審査）
- ・基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証する。
 - ・基金の運用が適切かつ効率的に行われているか。
3. 財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項）
- ・財政健全化判断比率及び資金不足比率の計数の正確性を検証する。

平成30年度 例月出納検査等予定表

朝日町監査委員事務局

※ 例 月 出 納 検 査

- ・ 4月25日(水) 10:00【在庫監査実施】
- ・ 5月28日(月) 13:30
- ・ 6月27日(水) 13:30
- ・ 7月27日(金) 13:30
- ・ 8月28日(火) 13:30
- ・ 9月27日(木) 13:30
- ・ 10月26日(金) 13:30
- ・ 11月27日(火) 13:30
- ・ 12月21日(金) 13:30
- ・ 1月25日(金) 13:30
- ・ 2月27日(水) 13:30
- ・ 3月27日(水) 13:30

☆ 例月出納検査の時間割は下記のとおりです。

- ☆ 出 納 室・・・13時30分～14時30分
- ☆ 建設水道課・・・14時30分～15時30分
- ☆ 町立病院・・・15時30分～16時30分

※ 例月出納検査の日程は年度当初の監査計画により定めることとなっているが、毎月27日頃を定例としている。(法第235条の2)

※ 決 算 審 査 7月 9日 ～ 8月 3日(16日間)

※ 定 例 監 査 10月18日 ～ 10月31日(10日間)